

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 7 年 1 1 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、限られた財源を重点的に配分し、子育て環境の整備や産業振興等の各種施策を展開しておりますが、若年層の大都市部への流出は続いており、また、地域経済は緩やかな回復基調が続いているものの、依然として景気回復を全体として実感できる状況にはなく、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、今年10月には「島根県人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を策定し、「子育てしやすく 活力ある 地方の先進県 しまね」を目指して、雇用の創出や子育て支援の充実、若者等の定着、中山間地域・離島振興対策などに、市町村との連携をさらに進めながら、県民の総力を結集し、全力で取り組んでいるところです。これら地方創生や人口減少対策をはじめ、地方税財源の充実強化など島根県が抱える諸課題への取り組みには、国の理解と支援が必要です。

つきましては、平成28年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成27年11月

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県議会議長 糸原 徳康

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、次の政策を進めること。

- (1) 出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転を促進するため、数値目標を設定して確実に移転を実現すること。また、移転に伴う用地の確保など、移転に要する経費については、国の負担を原則とし、地方負担の軽減を図ること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 平成28年度予算の概算要求において要求された新型交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 平成27年度地方財政計画の歳出に新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

(3) 特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう過疎対策事業債の必要額の確保及びソフト事業に係る発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

(1) 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。

(2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

(3) 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、十分な予算額の確保を図ること。

Ⅲ 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への対応

- 1 このたびのＴＰＰ大筋合意により、農林水産業等への影響に関して多くの関係者が不安を抱いており、合意内容等の情報については、国民へ丁寧に説明すること。
- 2 合意内容が国内の各産業分野に及ぼす影響を国において詳しく把握し、公表すること。
- 3 その上で、県民生活にとって極めて重要な産業である農業をはじめとして、影響が懸念されるそれぞれの分野で万全な対策を講じること。

Ⅳ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所２号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。
また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。
- (3) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。
また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、引き続き国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の充実のため、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発や副作用・誤飲に関する補償制度の創設

(2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。

- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
- ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
- ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
- ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備

(3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。

(4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

V ICTを利用した地域医療連携の推進

ICTを利用した地域医療連携をより効率的・効果的に推進するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営について、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。
- (2) 全国で個別に整備されている情報通信システムの連携を推進するため、システム整備における具体的な指針や規程等を早期に整備すること。また患者同意について、全国一律の取得方法を示すこと。

VI 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて日本全体で取り組むために、全国の社会基盤整備や選手の育成強化、日本各地への外国人観光客の誘致に配慮すること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

平成28年度予算の概算要求において要求された新型交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講ずること。

2 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター（地方拠点の設置）

Ⅲ 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

Ⅳ 道州制への対応

現在議論されている道州制は、改革の具体的な内容が不明確であり、その導入の目的、目的を達成するにあたっての課題などについて様々な懸念や意見が出されている。

特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。

国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、国民的な議論を十分に行った上で、慎重な検討を行うこと。

Ⅴ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、引き続き国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の充実のため、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発や副作用・誤飲に関する補償制度の創設

(2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。

- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
 - ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
 - ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
 - ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備
- (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

VI 防災対策の強化

- 1 東日本大震災を踏まえ、防災対策の強化・見直しが進められているところであるが、国と地方の物資の備蓄体制における役割を明確化すること。
特に、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。
- 2 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VII 少子化対策・子育て支援の充実

- 1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実
 - (1) 子ども・子育て支援新制度が安定的に実施できるよう、また、さらなる質の改善が図られるよう、必要な予算を確保すること。
 - (2) 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料のような基本的な制度については、国において軽減に向けた制度の拡充を図ること。

(3) 質の高い教育や保育を提供するため、保育士の処遇改善、配置基準の充実及び確保に向けた支援を行うとともに、事務職員、栄養士の配置の充実に向け公定価格の見直しを行うこと。

2 未婚・晩婚化対策の推進

結婚支援策については、地域の実情にあった効果的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う雇用者の円滑な育児休業の取得、職場復帰の促進を図る取組みへの支援を充実すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成28年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げ、歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 法人実効税率の引下げにあたっては、地方交付税原資の減収分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (6) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。

- (7) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (8) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (9) 簡易水道事業の上水道事業への統合にあたっては、統合のスケールメリットが出にくい地域においても従前のサービス水準が維持できるよう、地域の実情を踏まえたきめ細やかな財政措置を講じること。

2 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター（地方拠点の設置）
- ・ 情報通信政策研究所（地方拠点の設置）
- ・ 自治大大学校

3 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 平成28年度予算の概算要求において要求された新型交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 平成27年度地方財政計画の歳出に新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

4 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

(1) 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。

(2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

(3) 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、十分な予算額の確保を図ること。

5 UIターンの推進に向けた支援の拡充

(1) 地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できる体制の整備について、引き続き必要な予算の確保を行うこと。

(2) 人口減少や高齢化により、管理されずに放置される空き家の増加が顕著となっているため、UIターンなどの地域活性化につながる空き家の利活用に対して支援を行うこと。

- (3) 子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組みに対して支援を行うこと。

Ⅲ 離島・過疎地域への支援

1 国境に位置する離島への特別の支援

国境に位置する離島については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、離島航路・航空路の運賃引き下げなど、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講ずること。

2 過疎対策事業債の拡充

特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう過疎対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 過疎地における公立・公的病院等に対する財政支援の充実

医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。

Ⅳ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、国は将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

V ICTを利用した地域医療連携の推進

ICTを利用した地域医療連携をより効率的・効果的に推進するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営について、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。
- (2) 全国で個別に整備されている情報通信システムの連携を推進するため、システム整備における具体的な指針や規程等を早期に整備すること。また患者同意について、全国一律の取得方法を示すこと。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

- (1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。

- (2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

- (1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- (2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。
- (3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国は、県及び関係市町に説明・協議する場を設けること。

Ⅲ 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・ (独) 国際協力機構 (青年海外協力隊員の派遣前研修・青年研修等機能等の一部移転)

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成28年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げ、歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 法人実効税率の引下げにあたっては、地方交付税原資の減収分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。
- (6) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (7) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

- (8) 簡易水道事業の上水道事業への統合にあたっては、統合のスケールメリットが出にくい地域においても従前のサービス水準が維持できるよう、地域の実情を踏まえたきめ細やかな財政措置を講じること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1) 平成28年度予算の概算要求において要求された新型交付金については、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、新型交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (2) 平成27年度地方財政計画の歳出に新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地方分権改革の推進

地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 消費税の引上げに伴う影響への対応

- 1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済への影響に十分配慮した対策を講ずること。
- 2 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。

- 3 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。
- 4 消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、国は将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

Ⅳ 小中学校の少人数学級編制の推進

生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、現在小学校1・2学年に限定されている35人学級編制を維持するとともに、すべての学年に少人数学級編制を拡大すること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。

また、昨年1月に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、次期学習指導要領においても竹島問題を取り上げること。

II 学校における教育体制の充実

- 1 生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、現在小学校1・2学年に限定されている35人学級編制を維持するとともに、小中学校のすべての学年に少人数学級編制を拡大すること。
- 2 教育の機会均等や進路保障の観点から、中山間地域の教育環境を確保するため、1学年1学級又は2学級の小規模高校に対する教員定数の加配措置を行うこと。
- 3 現在、学校司書は12学級以上の規模を有する高校に定数配置されているが、12学級未満の高校、特別支援学校及び小中学校にも定数で措置すること。

III 大学によるへき地医療支援の促進

過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。

- (1) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。

(2) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

IV 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国15件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。

V 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、廃止や自治体・民間への移管をせず、国営で存続させること。

VI 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・ (独) 国立青少年教育振興機構 本部 (移転又は西日本拠点施設の設置)
- ・ (独) 国立特別支援教育総合研究所 (移転又は西日本拠点施設の設置)
- ・ (独) 海洋研究開発機構 (西日本拠点施設の設置)
- ・ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター (地方拠点の設置)
- ・ 国立研究開発法人 物質・材料研究機構 (地方拠点の設置)

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 少子化対策・子育て支援の充実

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度が安定的に実施できるよう、また、さらなる質の改善が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料のような基本的な制度については、国において軽減に向けた制度の拡充を図ること。
- (3) 質の高い教育や保育を提供するため、保育士の処遇改善、配置基準の充実及び確保に向けた支援を行うとともに、事務職員、栄養士の配置の充実に向け公定価格の見直しを行うこと。

2 未婚・晩婚化対策の推進

結婚支援策については、地域の実情にあった効果的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 子どもの医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費のような基本的なサービスについては、地域によって自己負担が大きく異なるよう、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。

4 不妊治療支援対策の充実

不妊に悩む方が安心して治療を受けられるようにするために、特定不妊治療に係る助成の増額及び所得制限の緩和や医療保険適用対象の拡大などの支援措置を講じること。

また、一般不妊治療についても医療保険適用対象の拡大を図るとともに、男性不妊についての取組みを推進すること。

5 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う雇用者の円滑な育児休業の取得、職場復帰の促進を図る取組みへの支援を充実すること。

Ⅱ 医療対策の充実

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 平成27年度までの地域医療再生基金で行ってきた奨学金等の医療従事者確保対策は、平成28年度以降、地域医療介護総合確保基金で継続して実施していく必要があることから、国は十分な財源を確保すること。
- (2) 基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、都道府県の実情に応じた配分を行うこと。
- (3) 基金の交付時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが全くたたないことが、基金事業を円滑に実施する上で大きな障害となっているため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を介護分と合わせて前年度中に早めるなど、見直しを早急に行うこと。
- (4) 過疎中山間地域では、訪問診療のできない周辺部の高齢者の住まい対策やドクターヘリの運行などが重要であり、地域の実情に応じた様々な取組みが可能となるよう柔軟な制度とすること。

2 地域医療構想

- (1) 医療介護総合確保推進法に基づき県に策定が義務付けられた地域医療構想では、地域医療提供体制が県民生活の実態に合わないものとなる懸念を含んでいるが、国民や関係機関の理解が得られるものにする事。
- (2) 地域医療構想は、2025年の将来人口推計をもとに必要な病床数を定めるものであり、地域ごとに異なる課題や対応策について議論していくこととなるが、国は、その課題解決に向け、島根県のような離島・中山間地域を抱える地域においても、誰もが適切な医療・介護サービスを享受し国民の理解が得られる医療体制となるよう、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用や幅広い支援策を検討すること。

3 がん対策の推進

- (1) 地方におけるがん医療提供機関確保のために、がん診療連携拠点病院の指定要件については、人口規模や地理的条件など地域の実態に即した基準とすること。
- (2) がん診療に携わる医療従事者すべてが、患者が抱える様々な苦痛をより深く理解し、十分なコミュニケーションのもとで医療を提供できるよう、患者視点を盛り込んだ専門教育の推進を図ること。
- (3) がん対策の推進にあたっては、事業所における従業員の検診受診環境の整備や、治療と就労の両立支援の推進など、事業所の役割を強化すること。
- (4) 患者の経済的負担の軽減のため、がん治療にかかる薬剤や医療機器等について、医療保険の適用となる対象の拡充に努めること。

4 医師・看護職員確保対策の推進

- (1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講ずること。
 - ① 平成29年度に開始される新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。
 - ② 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう病院の研修環境や指導体制の充実を図ること。
 - ③ 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済のため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。
 - ④ 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- (2) 地域の医療・福祉を支える看護職員について、人材養成・離職防止・再就業促進等の取組みへの財政支援の充実を行うこと。

また、処遇改善や勤務環境の向上に向けた施策の充実を図ること。

- (3) 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- (4) 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関の適切な利用方法などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

5 ICTを利用した地域医療連携の推進

ICTを利用した地域医療連携をより効率的・効果的に推進するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営について、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。
- (2) 全国で個別に整備されている情報通信システムの連携を推進するため、システム整備における具体的な指針や規程等を早期に整備すること。また患者同意について、全国一律の取得方法を示すこと。

6 医療提供体制推進事業費補助金

- (1) ドクターヘリ運航委託費の補助基準額は全国一律であるが、離島・中山間地を多く抱え、運航実績が他地域に比べ非常に高い地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助基準額とすること。
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額に応じた十分な予算を確保し、都道府県の超過負担を解消すること。

III 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、国は将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

IV 介護保険制度の充実

今後の介護保険の制度改正においては、島根県のような中山間地域や離島を抱えた地域の実情を踏まえるとともに、介護保険財政における保険料と国・地方の負担のあり方の見直しも行い、将来にわたり安定的な制度となるよう、必要な改善を図ること。

- (1) 国は、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの必要性、重要性等を国民に十分に説明するとともに、地域の実情にあったシステムの実現に向け、将来にわたる自治体への財政支援を行うこと。
- (2) 地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を担う地域包括支援センターについては、人員体制の強化、職員研修の充実など、機能強化に向けて十分な財政支援を行うこと。
- (3) 離島・中山間地域における介護サービス事業者の安定的な運営確保のため、地域の実情に応じた介護報酬の更なる上乘せや適正な公費負担の在り方について検討を行うこと。
- (4) 介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の人材確保や定着のため、引き続き介護報酬の改定を通じて処遇改善を図ること。

V 福祉サービス提供体制の充実

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算の確保

障がい者等の「住まいの場」としてのグループホーム整備や「日中活動の場」としての通所事業所整備に必要となる「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」について、地域の実情に応じた計画的な施設整備に必要な予算確保を図ること。

VI 原子力発電所の防災対策の強化

原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。

- (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- (2) 要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保
- (3) 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- (4) 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- (5) 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- (6) 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保に対する財政支援
- (7) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の充実のため、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発や副作用・誤飲に関する補償制度の創設

VII 消費税の引上げに伴う影響への対応

消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないように、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。

VIII 若者の雇用対策の推進

産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、企業が実施する長期インターンシップへの助成など、若者の雇用のミスマッチ防止や早期離職の解消に向けて、若者の雇用対策の充実を図ること。

IX 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 研究所（地方拠点の設置）

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

- 1 このたびのTPP大筋合意により、農林水産業等への影響に関して多くの関係者が不安を抱いており、合意内容等の情報については、国民へ丁寧に説明すること。
- 2 合意内容が国内の各産業分野に及ぼす影響を国において詳しく把握し、公表すること。
- 3 その上で、米、牛肉、豚肉など、大きな影響が懸念される農林水産品については、地方自治体や関係団体等の意見も聞き、農林水産業が持続的に発展できるよう経営の安定化、体質強化等、国の責任において万全の対策を講じること。

II 地域の実情を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造」

1 農業者が将来に向けてビジョンを描くことのできる「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実行

農林水産業・地域の活力創造プランに基づく各制度の推進にあたっては、生産現場の意見や中山間地域などの生産条件を含め、地域の実情を反映した柔軟な制度運用となるよう、以下のとおり措置すること。

(1) 米政策及び経営所得安定対策等の見直し

- ① 需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、国が責任を持って米の需給改善に必要な対策を講じること。また、平成30年からの需要に応じた生産に円滑に移行できるようなきめ細かい情報提供を実施するなどの環境整備を一層推進すること。
- ② 農業者が将来に向けてビジョンを描くことができるよう、「水田活用の直接支払交付金」や「産地交付金」の財源を安定的に確保すること。

- ③ 新たに検討されている収入保険制度の導入については、地域の実態を踏まえ、農家経営全体をカバーできる万全なセーフティーネットとなるように制度を構築すること。

(2) 農地中間管理事業の推進

- ① 機構集積協力金、農地耕作条件改善事業、特定地域農地流動化交付金について十分な予算を確保すること。
- ② 農地集積を円滑に進めるため、担い手に対する支援を充実すること。
 - ア 地域集積協力金が認定農業者等の担い手支援に活用されるよう要件を見直すこと。
 - イ 担い手不在地域の農地を引き受ける担い手に対する支援を充実すること。

(3) 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための活動を支援する本制度の展開は地域政策として極めて重要であることから、十分な予算を確保すること。

2 農業担い手確保対策の充実

- (1) 青年の就農直後の経営安定を図るため、青年就農給付金の予算確保と制度拡充（親元就農の場合の要件を利用権設定に緩和）を図ること。
- (2) 農村地域での人口定住と担い手の育成確保を図るため、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組み「半農半X」の実践者を農業の新たな担い手として位置づけ、青年就農給付金に準じた支援を実施すること。
- (3) 園芸産地の世代交代と新たな担い手の育成確保を図るため、強い農業づくり交付金などの施設整備に対する予算を確保するとともに、地域の実態に即した柔軟な制度運用とすること。

3 畜産業への支援強化

- (1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業をはじめとした畜産・酪農経営安定対策の十分な予算の確保と制度の充実強化を図ること。
- (2) 高齢化や離農が進み農家戸数や飼養頭数が減少する中、生産基盤の強化が必要なため、強い農業づくり交付金や畜産収益力強化対策（畜産クラスター事業）などの十分な予算を確保すること。

4 森林・林業・木材産業への支援

- (1) 産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起できるよう支援措置を充実すること。
 - ① 林業を成長産業とし、主伐による原木増産、県産材の安定供給、需要拡大、特用林産対策等を総合的に進めていくため、次世代林業基盤づくり交付金の予算を確保すること。
 - ② 循環型林業を進めるうえで必要な再植林・間伐などに要する経費が負担となっているため、現行制度を大幅に見直し、森林所有者負担や県負担の軽減を図るとともに予算を確保すること。
- (2) 地球温暖化対策のための税の使途に森林整備と木材利用を位置づけ、上記（1）をはじめとする対策の財源を確保し、森林・林業対策の重点的な実施のための制度を創設すること。
- (3) 優秀な林業技能者を確保するため、農林大学校（林業科）の教育の充実や高性能林業機械の整備などに対する支援制度を創設すること。

また、平成27年度末までとされている「緑の青年就業準備給付金」を平成28年度以降も継続すること。
- (4) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
 - ① 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。

- ② 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。
- ③ 林業公社への支援に対する財政支援制度を拡充すること。

5 漁業経営対策の充実

漁業経営の安定化や漁船の更新、担い手の漁船取得が円滑に進められるよう、「もうかる漁業創設支援事業」の予算措置を平成28年度以降も十分に行うとともに、「浜の担い手漁船リースモデル事業」の予算確保及び制度の拡充を行うこと。

Ⅲ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

- 1 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備事業について、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保するとともに、地域の実情に応じた予算措置を講じること。
- 2 県土全域が特殊土壌地帯である島根県において、県土の強靱性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するために、老朽化した農林水産関連基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算及び地方負担分に対する財政措置の充実強化を行うこと。

Ⅳ 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。

- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、今後も安定的に事業が実施できるよう、平成28年度以降も十分な予算措置を行うこと。

V 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援

「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、十分な予算額の確保を図ること。

VI 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・農林水産政策研究所（地方拠点の設置）
- ・農林水産研修所 本所
- ・森林技術総合研修所
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 花き研究所（地方拠点の設置）
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所（地方拠点の設置）
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所（一部機能の移転）
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所（地方拠点の設置）
- ・国立研究開発法人 水産総合研究センター（中央水産研究所経営経済研究センター及び資源管理研究センター、開発調査センター）

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこと。

(2) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

3 電源立地地域に対する財政措置

(1) 電源三法交付金・補助金の適用期間を、原子力発電所の運転終了で終わることなく、長期間にわたる廃炉プロセスが完了するまで延長すること。

(2) 電源三法交付金の算定において原子力発電所の安全を確保するために運転を停止している期間について、引き続き「みなし規定」を適用し、現在の交付水準を維持すること。

(3) 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため、新たな交付金を創設すること。

II 地域の経済情勢への対応

1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済への影響に十分配慮した対策を講ずること。

また、価格転嫁が適正になされるよう対策を講ずること。

- 2 経済と雇用の中心的な担い手である中小企業の存続に向け、事業承継に向けた支援の強化を図ること。
- 3 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティーネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティーネットの機能維持に万全を期すこと。

Ⅲ 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進の取組みを加速するための仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講ずること。

Ⅳ しまねソフト研究開発センターへの支援

新たな市場創造の根幹となるITの先端的技術や基盤技術に関する情報提供、研究開発テーマに関する技術的課題に取り組む高度IT人材の確保及び開発成果を広く公開する本センターの活動に対する支援を行うこと。

Ⅴ 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター（地方拠点の設置）
- ・ （独）情報処理推進機構（移転又は西日本拠点施設の設置）
- ・ （独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油開発技術本部 技術センター（西日本拠点施設の設置）

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向けて、遅れている社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。

1 地方が実施する事業の推進

地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金など、必要な予算を十分確保し、整備の遅れた地方に重点配分すること。

特に、土砂災害警戒区域等の指定は、危険箇所を住民へ周知する最善の方法であり、調査が早期に完了するよう補助率を引き上げるとともに、地方負担分を起債の対象とするなど、必要な財政支援を図ること。

また、公共土木施設の長寿命化への取組みについて、予算の重点配分や国庫補助事業の適用範囲の拡大、地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。

さらに、地籍調査や空き家対策について、予算の重点配分を行うこと。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進

(1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。

(2) 地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興するとともに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。

① 事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。

② 未事業化区間の早期事業化を図ること。

- ・「福光～浅利間」は、都市計画決定済みであり、平成28年度に新規事業化すること。
- ・「益田～萩間」は、優先区間の小浜～田万川間について、速やかに「計画段階評価」を終えて早期事業化を図るとともに、残る区間についても高速道路本来の効果を発揮するよう、早急に事業化に向けた手続きを進めること。

(3) 地方において、観光振興や地域経済の発展には、高速道路の活用は不可欠であるが、E T C割引率の見直しによって、物流コストの増加や観光客の減少等がみられるため、地方の高速道路の割引縮小の影響を分析し、地域の実情に応じた料金施策を講ずること。

3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の推進

(1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備などの改修を推進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。

(2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。

① 波積ダムについては、本体工事の早期着手に向けて、必要な予算を配分すること。

② 矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

(3) 河川管理施設の長寿命化への取組みが円滑に進むよう、補助対象を中小規模の施設に拡充するとともに、地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。

4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の推進を図ること。

- (1) 高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の平成29年度完成に向けた整備を推進すること。
- (2) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の平成29年度完成に向けた整備を推進すること。

II 地方交通への支援

1 羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるためには、羽田空港発着枠の見直し配分等において地方航空路線への配慮を行うこと。

- (1) 国内航空路線・国際線の発着枠見直し配分に際しては、地方航空路線へ優先配分すること。
- (2) 特に、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては、特別な配慮をすること。

2 地方航空路線の維持・拡充

地方航空路線は、地方創生を進める上で極めて重要であり、産業振興や定住促進など地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、国の支援を行うこと。

- (1) 地域が一体となって取り組む地方路線の維持・拡充のための対策について、「地方航空路線活性化プログラム」による実証調査も踏まえ、新たな支援制度を創設すること。

- (2) 地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、地方自治体と航空会社が十分に協議できるよう事前協議制度を設けること。

3 離島航路の維持

離島振興法第12条に基づく、人の往来に要する費用の低廉化を推進するため、離島住民や観光客の移動に不可欠な離島航路の運賃引き下げに係る支援を行うこと。

4 地域交通の確保

日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

5 高速鉄道網の整備促進

鉄道的高速化に向けて、新たな技術の導入などを早期に進めるとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

- 1 「連携中枢都市圏」制度において、全国一律の人口規模等の基準ではなく、地域の実情に応じ産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。
- 2 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。
- 3 「小さな拠点づくり」については、離島・中山間地域など条件不利地域の実情を踏まえ、十分な予算額の確保を図ること。

IV 離島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島航路運賃引き下げをはじめ、人や物資の移動・輸送に要する経費の低廉化など離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算額の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化すること。

2 国境に位置する離島への特別の支援

国境に位置する離島については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、離島航路・航空路の運賃引き下げなど、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講ずること。

V 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。

VI 活火山の監視・観測体制の強化

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VII 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。
このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な調査等を行うこと。
- 2 アオコ、水草等の異常発生時には、速やかに回収、処理などの対策を講ずること。

VIII 地方の国際観光の振興

国内観光が減少を続ける中、国・地方を通じた訪日外国人旅行者拡大に向けた取組みにより、アジアを中心に外国人旅行者が増加しているが、東京から大阪までのいわゆるゴールデン・ルートに集中していることから、各地域の魅力ある観光資源を活かし、訪日外国人の広域周遊を促す取組みを、国としても一層強化すること。

- (1) 山陰における広域観光周遊ルート形成計画の認定
- (2) 地方への周遊を促す広域連携に対する支援
- (3) 外国人受入れ環境の整備

IX 政府関係機関の地方移転に係る提案への対応

次の機関について、本県が提案した島根県内への移転等の実現に向けて取り組むこと。

- ・国土技術政策総合研究所 都市研究部（分室等の設置）

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の廃止など、国における財政措置の充実を図ること。
- 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

II 隠岐世界ジオパークへの支援

隠岐世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、平成27年度に創設された国立公園整備事業交付金制度の支援対象を拡充し、所要額を確保すること。

III 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応

- 1 微小粒子状物質 (PM2.5) による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- 2 「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたところであるが、予報・予測精度の一層の改善を図り、的確な注意喚起が実施できるようにすること。

IV 湖沼環境保全施策の推進

宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。

このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な調査等を行うこと。

V 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギー及び省エネルギー推進のための施策を充実すること。

VI 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

1 原子力安全対策

(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

(4) 本年6月に明らかとなった島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について、中国電力が実施する再発防止対策が実効的な対策となるよう内容を確認し、早期の改善が図られるよう徹底した指導、監督を行うこと。

また、再発防止対策の確認状況について、必要に応じ関係自治体等に説明すること。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、引き続き国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。

① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整

② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保

- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の充実のため、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発や副作用・誤飲に関する補償制度の創設

(2) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。

- ① 地理的に即時避難が容易でない要支援者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保
- ② 消防団員等防災業務関係者の活動に必要な資機材及び備蓄品の整備
- ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- ④ モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）で必要となる資機材の配置
- ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備

(3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。

(4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国、県及び関係市町で協議する場を引き続き設けること。

II 自衛隊輸送機の新規導入及び機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化

航空自衛隊美保基地において、新たに配備される陸上自衛隊輸送ヘリコプターCH-47やC-1輸送機に代わり配備されるC-2輸送機の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

III 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実

- 1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。

平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。

- 2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の寄港回数を増加させること。